

議案第 87 号

所沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について

所沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和元年 8月29日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。



所沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

所沢市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「償還免除」を「償還金の支払猶予、償還免除、報告等」に、「、違約金及び償還金の支払猶予」を「及び違約金」に、「第13条第1項及び」を「第13条、第14条第1項及び第16条並びに」に、「から第11条まで」を「、第9条及び第12条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。